社労士 ふ く し ま 月間情報 No.236
2017.3 月号

福島県社会保険労務士会 〒960-8252
発行担当者 広報委員会 蓬田信一 福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail fukusha@green.ocn.ne.jp FAX０２４－５３４－５４３２

目 次

P2～ 県会情報
・福島県社労士会要望書への回答
・総会における会員事務所職員表彰の推薦
・福島県社労士会総合相談所
連合会情報
・電子申請ヘルプデスク
・社労士版特定個人情報保護評価ツール
・社労士制度 50 周年記念事業
・連合会ＨＰ会員専用ページ情報
P4～ 関係機関だより
・協会けんぽ ・福島労働局
・厚生労働省 ・社会保険ふくしま
事務局だより・政連だより
P7～ 理事会報告

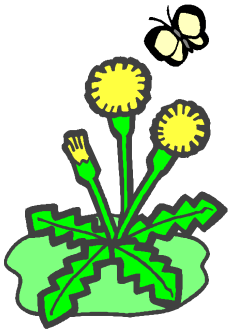

1. 会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について(P14～)

提出期限：4 月 5 日(水) 提出先：当該支部

2. 平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業に関わるコーディネーター及び派遣型専門家の募集について(P16～)

申込〆切：3 月 24 日(金)必着

3. 平成 29 年度非正規雇用労働者待遇改善支援事業に関わるコンサルタントの募集について(P19～) 申込〆切：3 月 24 日(金)必着

4. 算定基礎届等の届出用紙の社労士あて一括送付の取扱いについて(P22～)

県　会　情　報

1. 福島県社会保険労務士会要望書への回答（P10～）

福島県等へ「①高等学校における社会保障制度及びワークルール等に関する出前授業について②介護事業及び保育事業における労働条件審査・診断事業について③がん治療者等に係る就労支援について」の要望書を提出した件で、平成 28 年 9 月に福島県担当課と協議を行い、別添のとおり回答がありました。詳細は P10～をご確認ください。

2. 総会における会員事務所職員表彰の推薦について

平成２９年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員を表彰する予定にしております。該当される職員の方がいる際は、別紙（P15）により**４月５日（水）までに当該支部へ提出**してください。

平成２９年度の総会の日程等については、決まり次第ご連絡いたします。

3. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	福島県社労士会総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
28 年度(1 月)	5 件	5 件	5 件	6 件
2/22(水)	0 件	0 件	0 件	0 件
今年度実績	5 件	5 件	5 件	6 件
総計	H15.6～29.2　162 件		19.7～29.2　116 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2/15～3/8	1 件	1 件	3 件	3 件

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【3/22】

・北目純子

・杉原正雄

○被災者支援無料相談会

【3/15】佐川弘行

【3/29】村山敦子

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。

【年金分割】離婚調停中。年金分割した場合について教えてほしい。

【社会保険】傷病手当金受給中だが、退職した際の傷病手当金の請求手続について教えてほしい。失業給付をもらう場合、自己都合だと 3 ヶ月の待機期間があるが、その間の生活についても相談したい。

【社会保険】うつ病の家族についての相談。(医療保険について、年金について、将来障害に該当した場合の各々の保険料負担等)

連合会情報

1. 「電子申請ヘルプデスク」の設置について

連合会では、電子申請の利用促進策の一環として「電子申請ヘルプデスク」を設置しています。申請方法に関する問い合わせやご質問は下記ヘルプデスクをご利用ください。

≪電子申請ヘルプデスク≫

【電話番号】　０３－６２２５－４８６７

【設置期間】　平成２９年３月１日（水）～３月３１日（金）（土日祝日を除く）

【受付時間】　１２：００～１６：３０

※パソコン等の設置・設定に関する問い合わせはお受けすることができません。また、ヘルプデスク設置期間中は、電話が大変混みあいますので予めご了承ください。

なお、e - Gov 電子申請システムの設定方法や、磁気媒体届書作成プログラムなどに関する質問等は、下記までお問い合わせください。

●e-Gov 電子申請システムの初期設定（動作環境の確認、Java の設定等）や操作方法
e-Gov よくあるご質問　０５０－３７８６－２２２５
（受付時間）　平日、土日祝　９：００～１７：００（８月～３月）

●磁気媒体届書作成プログラムを用いた電子申請（磁気媒体届書作成プログラムのインストール、利用方法）について

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口
・０５７０－０５８－５５５
・０３－６７００－１１４４（０５０から始まる電話でおかけになる場合）
（受付時間）　平日　９：００～１９：００　　第２土曜日　９：００～１７：００

●処理状況、処理結果など提出内容に関する問い合わせについて
提出先の事務センター（一部の地域は年金事務所）または公共職業安定所にお問い合わせください。

●業務ソフトに関する問い合わせについて
ご利用の業務ソフトを提供している各業務ソフト会社にお問い合わせください。

【電子申請に関する実態調査の結果について】
連合会 HP 及び月刊社労士 H28 年５月号で実施した「電子申請に関する実態調査」については、ご協力ありがとうございました。この度結果がまとまりましたので、詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

2. 社労士版特定個人情報保護評価ツール　改修版について

特定個人情報保護評価書作成ツールにおいて、E パターン（紙媒体による管理）を選択した場合に、システムに関する設問が省略されるよう改修いたしました。

これから特定個人情報保護評価書を作成される方や、SRPⅡ認証をお申込みされる方はぜひご利用ください。詳細は、連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

※既に特定個人情報保護評価書を作成された事務所は新たに作り直す必要はございません。記載内容の変更などに伴い、再度作成しなおす際はぜひご利用ください。

3. 社労士制度創設 50 周年記念事業について、意見を募集します

これからの社労士制度を展望するための機運を高める制度 50 周年を迎えるにあたってのテーマ、スローガン又は記念事業に関するご意見を会員の皆様から広く募集いたします。多くの会員の皆様のアイディア、ご意見をぜひお寄せください。

【募集要項】

1. 様式、記入事項、送付方法

任意の様式に、(1)所属会、(2)氏名、(3)ご意見をご記入のうえ、電子メール、郵便、FAX により、「3. 送付先」へお送りください。
（例：イメージ○○をつくってはどうか、△△を全国的に行ってはどうか、など）。

2. 締切　平成 29 年 3 月 15 日（水）必着

3. 送付先

○電子メール：50kinen@shakaihokenroumushi.jp
（件名に「登録番号」「氏名」を入力してください。）

○郵便：〒103-8346
東京都中央区日本橋本石町 3-2-12　社会保険労務士会館 7F
全国社会保険労務士会連合会
総務部総務第 2 課「50 周年記念事業担当」あて

○FAX：03-6225-4865

4. その他

いただいたご意見の採用の可否等に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

4. 連合会ＨＰ会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

✧　平成 29 年度における電子申請の利用促進等について
✧　日本年金機構地域部の移転について
✧　適正な価格による工事発注について
✧　健康保険の事務の一部を行わせる地域の指定の取消しについて

＜通達情報＞

◆　「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請書

関係機関だより

1.　平成２９年度の保険料率について・・・全国健康保険協会福島支部

平成２９年度**健康保険料率は９．９０％から９・８５％に、介護保険料率は１．５８％から１・６５％に変更となります。**料率変更の時期は、健康保険料率及び介護保険料率ともに本年３月分（４月納付分）からの適用となります。詳細については、協会けんぽＨＰをご確認ください。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h28/280203

2.　健康保険一部負担金等免除措置の一部改正について（P13）

・・・全国健康保険協会福島支部

全国健康保険協会では、東日本大震災により被災された皆様の医療費の一部負担金免除措置について別紙のとおり改正となりました。詳細については、別紙P13及び協会けんぽＨＰをご確認ください。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h28-3/20160301003

3.　「電子申請のご利用をお勧めしています」（チラシ）

「雇用保険関係手続の見直しについて」（チラシ）・・・福島労働局

詳細については、別添チラシをご確認ください。

4.　「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表されています・・・厚生労働省

「同一労働同一賃金ガイドライン案」は、平成28年12月20日に「働き方改革実現会議（官邸）」で示されました。

このガイドライン案は平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する」という課題に基づき、この「不合理な待遇差」の内容について、基本給、賞与、諸手当から福利厚生、教育訓練に至るまで、待遇ごとに、どのような待遇の「違い」が不合理と判断されるのか（されないのか）について、例示とともに示しています。今後、政府においては、このガイドライン案に基づき、関連法の改正の立案作業を進め、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、改正法の施行段階において、最終的に確定することとなっています。

詳細は下記厚生労働省HPをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html

5.　月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

6.　社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会ＨＰアクセス数情報

２月１日～28 日　総アクセス数　1,341

（内訳：新規 924　・リピーター417）

※ 登録事項の変更等について

氏名・自宅住所・事務所名称・事務所所在地は登録事項となっております。変更がある場合は所定様式（複写）による手続きが必要となりますので事務局へご連絡ください。

退会（登録抹消）する場合も、所定様式等により手続きが必要です。3月末日で退会を希望される方は、所定様式を**3月末日県会事務局必着**で提出いただきます。遡って退会はできませんので、退会をお考えの方は、お早めにご連絡ください。

会務報告及び予定

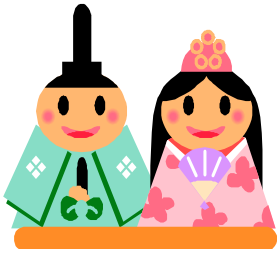

2月　3日　福島県社労士会総合相談所第2回研修会（ｺﾗｯｾふくしま）
8日　理事会、幹事会（ホテルサンルートプラザ福島）
9日　街角の年金相談センター運営部長会議（浜松町東京會舘）
10日　福島支部研修会（コラッセふくしま）
22日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
24日　電子化推進フェア及び第2回研修会（いわき産業創造館）
27日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）

3月　6日　連合会理事会（パレスホテル東京）
7日　連合会幹事会（パレスホテル東京）
9日　復興支援講演会（南相馬市民文化会館ゆめはっと）
10日　最賃企画提案会（労働局）
11日　年金事務所相談員スキルアップ研修（事務局）
16日　白河支部総会（双葉寿司）
22日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
23日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	3/1 付 その他	高橋俊一	伊達郡月舘町月舘字町 62 番地 TEL:024-572-2339 FAX:024-572-2373
	郡山	2/15 付 設置	社労士法人 ステラコンサルティング福島支社	郡山市朝日 1-20-11 TEL:024-954-3374 代表社員：鈴木留美（開業→法人社員）

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【政連会旗を作成しました】

平成 28 年 11 月 1 日「第 2 回幹事会」にて承認いただき、この度福島県社会保険労務士政治連盟の会旗を作成いたしました。

【活動報告】

○2月12日森議員「県北地区国政報告会」

2月12日（日）サンパレス福島（福島市）において、森まさこ議員国政報告会が開催され、渡邊康志幹事が出席されました。
活動報告とあわせて、平成28年9月26日に参議院環境委員長に就任された抱負について述べられました。

○3月7日亀岡議員「福島市　新春の集い」

3月7日（木）サンパレス福島（福島市）において、亀岡偉民議員新春の集いが開催され、菅野浩司幹事が出席されました。
3,000名ほどの出席者があり、自民党文部科学部会長としての活動報告について、また「ふるさと福島」の復興に尽力を尽くすとのお話がありました。

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入いただいていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いします。

第３回　理事会　報告

日　時　平成２９年２月８日（水）　１３：００～１７：０５
場　所　ホテルサンルートプラザ福島（福島市）
出席者　１６名　金子会長、宍戸・渡部・久井副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　菅野・佐川・瀬尾・大原・木村・浅川・中目・菊地・高山理事
欠席者　３名　　渡邊・菅沼・蓬田理事

報告事項

・ 復興支援事業の「復興支援講演会」を３月９日に南相馬市「ゆめはっと」にて開催する。新聞や関係団体機関誌等へのチラシ折込、南相馬市の保育園・幼稚園・小学校・中学校に配布を依頼した。新聞広告も掲載し、ゆめはっとのホームページ等の催しの案内にも掲載される。
・ 官民合同チームの事業再開・再生支援事業について、２件の支援依頼があり対応した。
・ 法テラスの無料相談会について、来年度も継続実施予定である。
・ 災害協定については、会津若松市と１月１９日に協定書を締結した。白河市、いわき市と締結式の日程を調整中である。
・ 倫理研修について、特別研修と日程が重なり、未受講者が１５名であった。
・ ＡＤＲセンターについては、１件の申立がされたが、事業所側が応じず終了した。労働局等の個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議主催での研修会に運営委員及びあっせん委員候補者５名が参加した。
・ 第２回研修会の前段で電子化推進フェアを開催する。今回は、電子申請ではなく、社労士事務所における電子化による効率化に関して、関係業者の協賛のもと開催する。
・ 医療労務コンサルタントの新規研修について、地協主催で開催することとなり、宮城県会で担当され、１２名の会員が受講・修了した。
・ 月間情報のダウンロード者について、広報委員が会員に呼びかけ100名となった。
・ 社労士会総合相談所の第２回研修会を２月３日に開催し３４名が受講した。
・ 来年度の街角センター及び年金事務所に関して、職員及び年金相談員の意向の確認を行った。１月から個人番号を取扱うため、街角センター及び年金事務所の相談員の研修を２回行った。
・ 高校生支援セミナーは、年金事務所から連携について連絡があり、年金事務所で年金関係、社労士会でその他の社会保障と労働関係について講義を行った。
・ 医大におけるがん就労支援事業について、１２月にソーシャルワーカー等との意見交換会を予定していたが、医大の病棟拡張により場所移動となり、そのための引越作業のため中止となった。
・ 最賃事業については、福島労働基準監督署における調査時（２月２１日～２４日）に、最賃センターで相談対応にあたることとなった。専門家の派遣状況は135件で７５％の達成率である。
・ 医療労務管理支援事業は、１～２月に４ヵ所（福島・郡山・会津若松・いわき）で「医

療機関の勤務環境改善研修会」を開催し、医療労務管理アドバイザーが「過重労働防止に向けて」の講義を行った。

・ 他　省略

審議事項

１．平成２８年度各委員会の事業執行と検討課題について

高校生支援セミナーについて、学校の行事カリキュラム策定の時期を考慮し、次年度の依頼に関して、２月中に訪問し依頼する。

倫理研修の未受講者の対応について、他県の状況、連合会からの指導を確認し来年度検討する。

復興支援講演会について、いわき民報にも広告を掲載し、双葉郡・相馬市・南相馬市にも広報を依頼する。月間情報にチラシを同封し会員に周知し、会員からの広報・周知を依頼する。当日の役割や準備等について、現地の確認をしながら早急に委員会を開催する。災害協定締結に伴い、ボランティア相談員を募集する。

電子申請を含む電子化について、委員会規程があるので、委員会を存続させ電子化について検討していく。

県が厚労省に予算請求する介護事業所が行う労働条件審査業務に対する助成制度について、県で来年度予算化されているか確認する。

他県の労働条件審査・診断の取組状況については継続してみていく。会員の利用の促進を図り、利用結果の報告書をもとに研修等を検討する。

成年後見制度について、成年後見センターで第３回養成研修が開催され、受託１件、受託見込み１件の実績が出ている。成年後見センターとして県会の支援の継続を希望しており、県会として委員会を継続設置し支援していく。

苦情防止対策について連合会でも検討しているが、県会としても検討していく。

２．倫理研修の研修内容等の見直しについて

倫理研修の研修内容について、29年度から見直しされることにより、連合会から詳細が示されたら検討する。

３．平成２９年度事業計画の骨子について

事業計画骨子案をもとに各委員会で具体的な事業計画案を検討し、それに基づき総務委員会で全体の予算案の策定を行い、次回理事会で検討する。

４．会則一部改正について

会員権停止中の会員の他県会への異動に関する取り扱いの改正であり、総会に提案する。なお、会員権停止の期限に関することもあわせて総会で説明する。

５．事務所名称のガイドラインについて

連合会から事務所名称のガイドライン案が示されたが、確定次第これから入会する会員に示していく。

６．高校生支援セミナーの年金事務所との連携について

29年度もこれまで同様の形で福島県教育庁に周知を依頼する。なお、学校の希望によって、年金事務所や民報社との連携による講義ができることとする。

７．ＳＲ経営労務センターの設立について

ＳＲ経営労務センターを設立する方向で１年かけて検討することを事業計画に入れる。

８．平成２９年度の委託事業について

福島労働局の委託事業「専門家派遣・相談等支援事業」、医師会からの再委託「医療労務管理支援事業」については、継続して実施することで進める。

福島労働局の新規の委託事業「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」について、社労士の知識・経験が活かされる業務であるので、入札に参加する。

９．平成２９年度定時総会について

開催日　平成２９年６月２日（金）

場　所　南相馬市「丸屋」

相馬支部が担当とし、２９年度は役員改選があることから選挙管理委員会を設置、各支部から１名の推薦を依頼する。理事会からは中目理事が担当する。

福島県社会保険労務士会要望書への回答

平成２８年１１月２日
福　　島　　県

要望内容	県の対応
１　高等学校における社会保障制度及びワークルール等に関する出前授業について	○各種団体による高校での出前講座につきましては、本課に周知依頼があったものについては、各県立高等学校に対して積極的な活用の案内を発出しておりますが、予算措置は行っておりません。 ○貴会のセミナーについても、各県立高等学校に周知を図ることにより協力させていただきます。 ○参加のとりまとめについては、より高校が活用しやすくなるよう、来年度に向け、方法等について検討してまいります。
２　介護事業及び保育事業における労働条件審査・診断事業について	【介護事業について】 ○本県におきましては、介護職員の離職対策として、「福祉・介護人材定着促進事業」を実施しており、キャリアパス制度やプリセプター制度の導入・整備に努めております。 県単独事業として、 (1)県社会福祉協議会へ委託している各種研修事業（H25～） (2)事業に取り組む社会福祉法人への人件費補助事業（H25～） (3)県から経営コンサルタント等の専門家を派遣して助言指導を行う専門家派遣事業（H28新規） 以上の３つの小事業に取り組んでいるところであります。

要望内容	県の対応
2　介護事業及び保育事業における労働条件審査・診断事業について	○貴会からご要望があります「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業」（厚生労働省事業）につきましては、先行して実施しております上記の県単独事業「福祉・介護人材定着促進事業」と内容が共通しているところがあり、２つの事業の内容の調整が必要となります。 ○離職対策となるキャリアパス制度の導入・整備のため、平成２９年度当初予算編成に向け、経営労務管理の専門家のご支援をどのような形でいただくべきかも含め、本年度の事業実施状況を踏まえ、検討して参りたいと考えております。 【保育事業について】 ○保育人材の確保・定着は課題であり、その解決策の一つには労働条件を含めた「勤務環境」の充実があげられます。 　したがって、労働条件を審査・診断する事は重要です。 　ただし、こうした審査・診断は、事業者から従業員まで施設全体が一体となり、共に勤務環境を良くしていこうという共通の認識がなければ、労働条件の解決にはならないと考えます。 　現在、県子育て支援課の担当者間では、保育人材の確保・定着に関し、行政、保育施設、養成校等を構成員とし、課題や問題意識を共有するとともに、次の一手を協議する場を設置することで作業を進めており、今後は、この場を活用して、要望のあった内容についても、意見交換をしていきたい。

要望内容	県の対応
2　介護事業及び保育事業における労働条件審査・診断事業について	【働きやすい職場環境づくりについて】 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境づくりを支援するため、希望する企業に社会保険労務士を派遣し、労務改善等についてのアドバイスを行う「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業」を実施しているところ。（企業の費用負担なし。） 　常時雇用する従業員数が３００人以下であれば、介護事業所、保育事業所も利用することができる制度であり、当該制度を活用することにより、介護事業所、保育事業所の人材定着支援を行っているところです。
3　がん治療者等にかかる就労支援について	○患者ニーズの把握や開催方法、患者への相談機会の周知について、県立医科大学附属病院と相談しながら、就労支援の充実に努めてまいります。 ○障害年金や傷病手当に関する相談については、それぞれ専門の相談窓口の案内や周知を図っていくことにより、より効果的で効率的な相談支援ができるよう、県立医科大学附属病院と相談してまいります。 ○なお、本年４月に福島公共職業安定所に配置されたがん患者等の就労支援を行う専任の就職支援ナビゲーターとの一層の連携を図っていく必要があると考えております。

全国健康保険協会（協会けんぽ）発行の「免除証明書」をお持ちの方へ

別添

平成29年3月に免除措置の一部が改正となります

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域で被災された方の健康保険の一部負担金※1の免除有効期限は、平成29年2月28日までとなっていますが、平成29年3月以降の免除措置を以下の対象区分に応じて取り扱うこととなりました。

対象区分	有効期限
平成28年度までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の被保険者・被扶養者	平成30年2月28日
次の区域等の方であって、上位所得層※2に該当しない被保険者・被扶養者 ・旧緊急時避難準備区域 ・特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定を受けていた区域 ・平成 27年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域	
平成28年度に居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された※4区域の上位所得層※2に該当する被保険者・被扶養者	平成29年9月30日※3
次の区域等の方であって、上位所得層※2に該当する被保険者・被扶養者 ・旧緊急時避難準備区域 ・特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定を受けていた区域 ・平成 27年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域	平成29年2月28日までに免除終了※3

※1 一部負担金とは、健康保険の適用が認められる診療（医科・歯科・調剤）を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合（3割負担など）により支払う金額のことです。

※2 上位所得層とは、事業所から受ける毎月の給料などの報酬の月額が 53 万円以上の被保険者をいいます。

※3 上位所得層から一般所得層（標準報酬月額50万円以下）に所得区分の改定が行われた場合は、あらためて免除申請をしていただくことで、所得区分の改定された月より免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

※4 平成29年2月17日現在において居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定の解除が決定された区域も含まれます。

ご注意ください

- 受診する際は、保険医療機関や保険薬局の窓口に「保険証」とあわせて「免除証明書」をご掲示ください。ご掲示された場合のみ、一部負担金等の支払いが免除されます。
- 会社を退職するなどして保険証が変わった場合には、今回お届けした免除証明書は使用できなくなります。変更後の保険証が引き続き「協会けんぽ」から発行されている場合は、あらためて免除証明書の申請をしていただき、免除証明書の交付を受けてください。
（保険証の発行元が協会けんぽ以外の場合は、発行元へお問い合わせください。）

全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒960-8546
福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル8階
電話：024-523-3915

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時30分まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請は**記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時30分までに提出**してくださいますよう、ご協力をお願いします。

※16時30分以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移（全国）

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！

個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます！

電子申請は e-Gov（イーガブ） イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ **e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。**
電話番号：050-3786-2225 ／ ＦＡＸ：050-3786-2226
e-Gov お問合せフォーム：https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html

<参考マニュアル>
- オンライン申請ガイドブック http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf
- 雇用保険手続マニュアル http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/
- e-Gov 電子申請講習会資料 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

福島労働局・ハローワーク

290210福保1

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様へ

雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施します。事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

雇用保険手続の届出処理について

◇ ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご注意ください。

・雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合（※1）などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

（※1）前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます（これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません）。

・被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。
この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いします。

資格取得届は、可能な限り４月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

・資格取得届の提出は、可能な限り（※2）最繁忙期の４月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いします。〔例：４月１日に採用した従業員の届出は、４月下旬以降。〕

（※2）雇用保険法施行規則第６条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

＊**来所による届出・申請は**、可能な限り**16時(4月から6月は16時30分)までに提出**いただきますよう、ご協力をお願いします。

電子申請について

◇ 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。

◇ 照合省略について、

● 本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括申請における照合省略承認申請書」を提出し承認されれば、支社も照合省略の対象となります。

● 上記の電子申請による本社一括申請を行う場合に、本社と同様に支社の手続についても確認書類との照合を省略する場合（※3）には、「本社一括申請における照合省略承認通知書（電子申請用）」の添付が支社ごとに毎回必要になります。

（※3）既に支社において確認書類との照合省略が認められている場合を除きます。

● 照合省略対象事業主等は、「離職証明書の記載内容に関する確認書」および「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書）」の添付書類を省略できます（※4）。

（※4）これらの書類を後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします。

＊照合省略対象事業主等は、省略可能な書類は添付しないようお願いします。省略可能書類、記載内容など不明な点があれば、あらかじめハローワークにお問い合わせください。

福島労働局・ハローワーク

290210福保2